

## 第18回 火災防護検討会 議事録

1. 日時 平成21年2月10日(火) 13:30~16:00
2. 場所 (社)電気倶楽部 10階 A会議室
3. 出席者(敬称略,五十音順)  
出席委員:奈良間主査(中部電力),牛島副主査(関西電力),遠藤(東北電力),大江(四国電力),  
岡(九州電力),加賀谷(日立 GE ニュークリア・エネルギー),角谷(三菱重工業),多  
田(原子力安全基盤機構),田中(日本原子力技術協会),長橋(日本原電),名畑(北  
海道電力),菱川(東京電力),正木(東芝) (13名)  
代理委員:松本(電源開発・曽根委員代理),白川(中国電力・岸良委員代理) (2名)  
欠席委員:西田(北陸電力) (1名)  
常時参加者:森田(東芝プラントシステム) (1名)  
オブザーバ:塩崎(三菱重工) (1名)  
事務局:田村,井上(日本電気協会) (2名)
4. 配布資料  
資料No.18-1 第17回 火災防護検討会議事録(案)  
資料No.18-2-1 反対・保留意見の論点整理  
資料No.18-2-2 JEAG4607(原子力発電所の火災防護指針)原子力規格委員会安全設計分科会書面投票  
意見回答集約表(反対意見)  
資料No.18-2-3 JEAG4607(原子力発電所の火災防護指針)原子力規格委員会安全設計分科会書面投票  
意見回答集約表(保留意見)  
資料No.18-2-4 JEAG4607(原子力発電所の火災防護指針)原子力規格委員会安全設計分科会書面投票  
意見回答集約表(賛成その他意見)  
資料No.18-2-5 JEAC4626(原子力発電所の火災防護規程)原子力規格委員会安全設計分科会書面投票  
意見回答集約表(反対意見)  
資料No.18-2-6 JEAC4626(原子力発電所の火災防護規程)原子力規格委員会安全設計分科会書面投票  
意見回答集約表(保留意見)  
資料No.18-2-7 JEAC4626(原子力発電所の火災防護規程)原子力規格委員会安全設計分科会書面投票  
意見回答集約表(賛成その他意見)  
資料No.18-2-8 JEAG4607「原子力発電所の火災防護規程」新旧比較表  
資料No.18-2-9 JEAG4607「原子力発電所の火災防護指針」(改定案)  
資料No.18-2-10 JEAC4626「原子力発電所の火災防護規程」(制定案)  
資料No.18-2-11 原子力発電所の火災防護指針(JEAG4607-1999)の改定作業状況について(案)  
資料No.18-2-12 原子力規格委員会 安全設計分科会 平成21年度活動計画(案)  
参考資料-1 原子力規格委員会 安全設計分科会 火災防護検討会委員名簿

## 5. 議事

### (1) 出席者の報告及び委員変更について

事務局より、代理委員及びオブザーバの報告があり、奈良間主査により承認された。

### (2) 前回議事録確認

事務局より、資料№.18-1に基づき、第17回 火災防護検討会 議事録(案)の説明があり、直前に頂いたコメントを反映した修正版をメールで送信し、承認頂くこととした。

### (3) 原子力規格委員会 安全設計分科会 平成 21 年度活動計画(案)について

奈良間主査より 資料 18-2-11 及び資料 18-2-12 に基づき 火災防護検討会の平成 21 年度活動計画(案) 及び原子力発電所の火災防護指針 (JEAG4607-1999)の改定作業状況について(案)についての説明があった。下記修正の上、次回の安全設計委員会に上程することとなった。主な意見は次のとおり。

- ・ JEAG4103「原子力発電所の火災防護管理指針」についても言及しているが、向こうの活動計画にも JEAC4626, JEAG4607 について同じ様な記述があるのか。記述内容について整合を取っておく必要がある。

分科会が違うが、整合については事務局にて確認する。

- ・ 「JEAC4626, JEAG4607 の制定」は「JEAC4626 の制定, JEAG4607 の改定」に訂正する。
- ・ 中長期活動計画の「・ JEAC 制定及び JEAG 改定以降, エンドース対応を実施する」との記述は「平成 21 年度活動計画」に移す。

### (4) JEAC4626「原子力発電所の火災防護規程」制定案及び JEAG4607「原子力発電所の火災防護指針」改定案に関する分科会書面投票対応案について

奈良間主査より、資料 18-2-1～資料 18-2-10 に基づき、JEAC4626 制定案及び JEAG4607 改定案に関する分科会書面投票対応案についての説明があり、審議の結果、一部修正し、次回の安全設計分科会(2/12)に上程することとなった。主な質疑・コメントは次のとおり。

#### 【資料 18-2-1】

- ・ No.1は「修正なし」 「一部修正」に訂正のこと。

#### 【資料 18-2-8】

- ・ 2.2.2.2(1)の解説-2-10はCode化のため赤枠の表示とする。
- ・ Code化では「…すること」との記述とし、「考えられる」は原則使用しないとしてきたが、解説-3-5では「考えられる」としている。ここの記述をどうするか。  
前半の2行で定義しており、この部分はCode化する。後半は例示になるので「具体的には以下の区域が例として考えられる。」としてCode化から外す。
- ・ 解説-4-4「盤火災の影響態様」の記述について、「ただし、既設プラントの中央制御室内に新たに制御盤を設置する場合、または更新する場合及び新設プラントの場合は分離の妥当性が実証されている必要がある。」とあるが、実証される手段等は決まっているのか。決まっているのであれば記述する必要があるし、「必要がある」と言うからには必ずやらなければいけない。本当に実証されているかどうかということ、何によって実証されていると言うのが問題である。  
延焼しないことが実証されないと新設プラントには妥当性が言えないという事。
- ・ この記載では少し書きすぎではないかと思う。こういう実証手段でこういうことをすれば実証されたことになるということに記載しないと実施する側が困るのではないか。  
盤内の用品、材料レベルでの難燃性、盤内配置等についてクライテリアがあり、それらクライテリアは電力共研「盤火災の実証研究」等での試験によって妥当との検証をしている。
- ・ 基準になるようなデータを呼び込んではどうか。

クライテリアに関して言えば、メーカーの基準でありノウハウを含むため公開できない所もある。分離性が検証された製品を納入するのは当然であるが、それはメーカーの基準に基づくもの。

- ・それらはオーソライズされている必要があるのではないか。  
オーソライズされている基準とは、どのようなイメージをもっているか？
  - ・例えば電気学会の指針の様な民間規格や、JIS類等の様に基準化されたもののイメージである。単独メーカーだけの規格ではなく全国の全メーカーとして統一された規格だから誰もが適用できる様にする必要がある。その為にはJIS によるか、実証の内容を明確にしておく必要がある。
  - ・注記にはNISA文書で妥当と判断する場合の例が記載されているが、エンドースする側は何かデータを持っているのか。  
詳細は分からないが、現段階においては実証されたものが無いという認識ではないか。既設プラントではエンドースされていない、したものが無いという読み方になる。
  - ・率直に読んで、「分離の妥当性が実証されている必要がある。」との記述は厳しすぎる。一回一回実証する必要があると読めてしまう。  
個々に見るとその様に捉えられるかも知れないが、全体として(2)の規定がありその例外規定としてのただし書きである。技術評価で除外を認めているものに対して、新設や盤の更新は除外とならないことを明確にしたいために記載している。
  - ・改定前の文章の方が良いのではないかと思う。既設/新設に係わらず規定されていて、(2)のただし書き以降は実証されている場合の除外事項で、新設の場合でも実証されていないと除外されずこの適用を受けるとの主旨だが、改定案では既設プラントを強調した記述になっているので、元々のスタンスが違って来た様に感じる。  
読み方によっては、誤解が生じやすい可能性があるので次のように表現を変更することで対応したい。平成17年12月以前の制御盤はこの時に確認されているし、それ以降の盤については(1)(2)で読めるので、「安全設計分野及び放射線管理分野における日本電気協会規格に関する記述評価書(平成17年12月原子力安全・保安院 独立行政法人原子力安全基盤機構)において、…限定されるものと見なしてよい」までは記述は(3)とし、「ただし」以下は「既設プラントの中央制御室内に新たに制御盤を設置する場合、または、更新する場合は(1)(2)による。」との表現にする。
  - ・同じ様な記述は、解説-2-2「難燃性ケーブル」にもあるが、ここの記述は現記述通りで可とする。
  - ・(3)b.「補機漏えい油火災」の記述は、解説-4-4「盤火災の影響態様」の記述に合わせて「( )補機の潤滑油が、…」 「( )安全設計分野及び放射線管理分野における日本電気協会規格に関する記述評価書(平成17年12月原子力安全・保安院 独立行政法人原子力安全基盤機構)において、…を想定しないことができる。ただし、…更新する場合は、( )によること。」との記述に訂正する。
  - ・2.2.2.3換気(2)の表現も同じであるが、更新した場合でも2%という制約があるので、このままの記述で可とする。
  - ・(3)b.補機漏えい油火災の Code化の赤枠に、例示の記述があるので「また、NFPA Handbookでも…」以下は、Code化対象外とする。
  - ・解説-3-5「具体的には…」以下は例示なので、Code化対象外とする。
- 【資料18-2-9, 10】
- ・資料18-2-9 P11「解説-4-6」はCode化のため赤枠表示とし、「解説-4-5」はCode化対象外であるので誤記を訂正する。
  - ・資料18-2-9 P34-P42落丁。
  - ・上記修正に伴って、資料18-2-9,10も修正のこと。

JEAC4626「原子力発電所の火災防護規程」制定案及びJEAG4607「原子力発電所の火災防護指針」改定案に関する分科会書面投票対応案について、本日のコメントを反映し、第17回安全設計分科会へ上程することを挙手により決議し、委員15名中14名の賛成により可決となった。

## 6. その他

- (1) 次回の検討会は、別途調整することとした。

以上